

第24回関西広域連合委員会

日時：平成24年8月23日（木）

午前11時15分～午後0時25分

場所：とりぎん文化会館2F小ホール

開会 午前11時15分

○広域連合長（井戸敏三） それでは、第24回の関西広域連合委員会を開催させていただきます。

本日は、鳥取県の準備と御高配をいただいて開催することになりました。ほぼ1時間ほど、広域連合委員会を行いました後、午後は定例会に臨ませていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

最初に、鳥取県の平井委員から、歓迎の御挨拶をいただけましたら幸いです。

○委員（平井伸治） 皆様、こんにちは。本日は鳥取県までお越しいただきまして、まことにありがとうございます。いよいよ関西広域連合の議会が初めて鳥取県内で開かれるということになりました。先般は大山で、広域連合と近畿ブロック知事会議あわせて開催がございましたけれども、このたびは東部鳥取市のほうでさせていただくということになりました。

前日も御案内したんですが、今、鳥取は国際まんが博をやっております。日程を見ますと、まんが博に行っている余裕がどうもなさそうなものですから、少しそのエッセンスをお持ちをさせていただきました。皆様のお手元、机の上には、表札がわりに似顔絵をつくらせていただきました。気に入っていただけるかどうか、と思っておりますけれども、ぜひ漫画のテイストを感じていただければと思います。これは宮本さんという県内の漫画家が描かれました。それから、あちらには鬼太郎がございまして、こちらには名探偵コナンがいます。本物はまんが博の会場でお見せしたいところですが、今日はその雰囲気だけでも感じていただければと思います。

今日の会議も鬼太郎の妖力と、それから真実はただ一つと見抜くコナンの力で、い

い結論が出ますように心から期待を申し上げまして、歓迎の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三）　　ありがとうございました。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは早速、協議事項に入らせていただきます。

まず、今回、京都市と神戸市の加入が決定されました。お手元の資料にございますように、8月の14日に総務大臣の許可がおりまして、正式に加入していただくことになったわけでございます。

それでは最初に、京都市、神戸市の順で、加入に当たって御挨拶を賜りましたら幸いです。どうぞ。

○委員（門川大作）　　ありがとうございます。京都市長の門川大作です。

京都市が広域連合に正式に加入するに当たりまして、それぞれ御尽力賜りまして、本当にありがとうございました。地域主権改革、国の出先機関からの事務・権限の移譲等、いよいよ大事な時が迫っております。同時に、関西から日本を元気にしていく、そのためにも京都市として力の限り皆さんと連携しながら、役割を果たしたいと思っています。

広域的な仕事もする一方で、住民に一番近い基礎自治体でもある政令指定都市が4市そろって加入することになりました。しっかりと関西のために、ともどもに努力してまいりたいと思っております。

京都市は、1,200年を超える悠久の歴史を誇っております。芸術、文化、あるいは宗教、観光、大学、ものづくり等々、京都の強みを生かしながら、また各都市の、各府県のいいところをしっかりと学ばせていただきながら、ともどもに役割を果たしていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願います。

鳥取さん、ありがとうございます。漫画、すばらしいと思います。漫画の原点は鳥獣戯画絵巻ということで、京都は漫画文化発祥の地でもあります。こうして各都市と

連携することによって、より効果も上がってくるかと思っておりますので、どうぞよろしく
願います。ありがとうございます。

○委員（矢田立郎） 加盟が少しおくれたってしまったわけでありまして、議会の
関係等もございまして、少しタイミングがなかったという点で、御容赦願いたいと思
います。

今、門川委員もおっしゃいましたように、まさに今、この日本の国挙げて、分権の
問題というのは大きなテーマですし、またその大きな担い手として関西広域連合があ
るということですので、出先機関の改革をはじめ、首都機能のバックアップの問題、
さらにやはり地域全体の活性化という点で、今、関西のイノベーション国際特区が動
いておるわけですので、あらゆる面を通じて、日本を引っ張っていく大きなパワーと
して、この関西広域連合の一員に入れていただいたという点で、皆さんとともに力を
合わせながらやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げ
たいと思います。

また今日は鳥取県さんに本当にお世話になりまして、こういったすばらしい会議を
催していただきましたことに御礼をあわせて申し上げたいと思います。どうもありが
とうございます。

○広域連合長（井戸敏三） 両市が加入していただきました結果、奈良県が加入し
ていただきますと完全にそろうんでありますが、府県レベルでの広域連合として機能
する実態が整ったということが言えようかと思っておりますので、努力をこれからもして
いきたい、このように思います。

担当分野でありますけれども、資料の2にありますように、京都市さんは広域観
光・文化振興の、そして神戸市さんは広域防災、それぞれ京都府、兵庫県の副担当を
御希望いただいておりますし、そのような担当分野ということでよろしゅうございま
しょうか。それでは、どうぞよろしく願いをいたします。

また、京都市議会では、8月17日に議員が選出されておられます。お手元に、関西

広域連合議会議員一覧が整理しておりますが、神戸市さんのほうは若干おくれておりますので、今日はオブザーバーとして、神戸市議会の議長が参加をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それでは、第1の政令市の加入につきましては以上とさせていただきます。

もう一つだけ、事務局体制でございますが、本部事務局に両市から1名ずつ派遣をしていただくことになっております。また、状況によっては、各担当部局との人事交流も検討していただくということになりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、国の出先機関対策についてでございます。

資料2をごらんいただきたいと思っております。

9月8日が、今国会、通常国会の会期ですが、これの期限が迫っているにもかかわらず、国の出先機関改革の法律案がまだ閣議決定もされず、また国会にも提案されていないという状況でございます。総理自身も理解し、決意を明らかにされて、必ず提案をして可決してもらうんだと、こうおっしゃっておられましたし、平成26年度から移管を実現して機能させるんだということもおっしゃっておられた。ということなんでしょうが、ちょっと懸念が生じてきております。

そのような意味で、そこに記しておりますように、政府において法律案を早急に国会へ提出し、その早期成立を期することを強く求めるという声明を出させていただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

どうぞ、嘉田委員、何か。

○委員（嘉田由紀子） 6月の国会のときにも、6月21日以降会期延長されて、あのときにも意見を発出したわけですけれども、その後、全く民主党の調査会も進んでおりません。そういう中で懸念が二つ、特に市長会などから出されているということで、この声明と合わせて、次のページにありますように、意見交換会をやらせていただくことも含めて、今日ここで御議論いただけたらと思っております。

特に追加資料として、兵庫県さんのほうでまとめていただいておりますけれども、

2点、市長会のほうが心配をしているのは、公共事業などの予算の決定プロセスがどうなるのかということ、それについては基本的には変わらない。逆に市町の意見を聞く場は増えるんだということをここでまとめさせていただいております。

それからもう一方は、大規模災害のときに困ると、そこについても図で説明させていただいておりますけれども、広域連合で大規模災害に対応することによって、災害対策の中で、広域防災あるいは広域医療など、横つなぎの連携がよりしやすいんだと、安全・安心の担保も一層強化できるというようなことも含めて、この声明案の発出と今後のやり方について、御意見をいただけたらと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 嘉田委員長のほうからも補足説明していただきましたが、この声明につきまして、まずお諮りをさせていただきたいと思います。御意見等ございましたらお願いいたします。

もったときつく書けとおっしゃられるかもしれないんですが、内容は含んでおりますので、これで声明を出させていただくということで、御了解いただきたいと思います。

それから資料の2-2は、法案が成立しているかどうかはともかく、3月の末に続きまして、9月17日、6カ月後なんでありますが、近畿の市長会、町村会と意見交換をしようということで話を進めてまいりました。こういう率直な意見交換をし続けていくことが非常に重要でありますので、日程が合いますれば、ぜひ井戸と嘉田は出席させていただくことにしておりますので、もし日程が合いますれば御参加いただきましたらありがたいなと思います。このような意見の交換会をさせていただきます。

それからその次につけております事業決定までの流れであります。今、どうなっているかというと、市町の総合交付金の場合は、市町から県に調書提出、ヒアリングをさせていただいて取りまとめて、整備局に調書を提出してヒアリングを受けて、整備局が本省に調書を提出してヒアリングを受けて、それを要求書として本省がまとめて予算要求をし、予算案が決まりましたら整備計画単位で予算配分、予算内示がホームページで全国一斉になされるという形になっております。どういう形でなされるの

かというサンプルを、次のページをお手元に入れておりますが、これは補助事業の社会資本整備総合交付金の場合ですけれども、例えば元気で安全・安心な兵庫のみちづくりということになりますと、県と市町の36市町合同の事業の計画名という形で、それで配分国費が69億円だという形で内示されます。あと、単独事業につきましては、例えば国際観光都市における観光客や住民の移動の利便性・安全性の向上ということで、そのB市に26億円というような形で内示がされるという、こういう県単独の整備計画、合同の整備計画、あるいは市単独の整備計画に基づきましてそれぞれ計画ごとに内示額が一斉に公表されるという仕掛けになっております。

なぜこういうことを言ったかと言いますと、どうも市町村長さんの議論を聞いてみますと、大臣権限まで我々広域連合が取得してしまっていて、それで箇所づけ配分も大臣権限ではなくて、広域連合が持つんだという誤解がどうもあるから、いろんな議論が出てきているのではないかという懸念がございましたので、こういう図できちっと御説明したほうがいいのではないかという意味で、図示してみました。

今度どうなるかと言いますと、この整備局の役割が広域連合になるということだけだということをこの図で示したかったわけでございます。

直轄事業につきましては、ほとんど事業説明があるだけで、これは整備局のほうが必要額を調整した上で、つまり整備局・事務所ですね、事務所と調整をした上で本省に調書を提出して、そして同じように逆に予算が決定の後、配分されているということになります。その場合はさらに実施計画をつくることになりますので、広域連合に移りますと、市町村や県から広域連合は意見を聴取して実施計画をつくって協議をした上で取りまとめて、本省に調書を提出していくという流れになりますので、直轄事業区分については透明性がさらに増す、十分意見を聞かせていただく機会があるということになるかと思えます。

これは、直轄事業の場合はどういう内示スタイルかということ、先ほど見ていただきました資料の横刷りでありますけれども、例えば国道〇号につきましては、事業規模が

あって、23年度事業内容があって、24年度の事業内容がありまして、それでこんな形で要求を本省にしていくということになっているようでもあります。

それから次の大規模災害時でございますけれども、大規模災害時はT E C - F O R C Eなどにつきましては、大臣が指揮しまして、各整備局から動員をかけるわけでありまして、この件のそれ自体は基本的に変わりません。広域連合がその指示等の対象になって、一員として活動を展開するということでございます。ただ、何が違うかという、広域防災局とか広域医療局など、各県の持つております災害対策、あるいは各市町村との連携を総合的にやっていける、整備局ですと整備局の持つてくる権限だけでどっと走っていくということになります、我々もどっと走る部分と、総合的に対応できる部分とが生じてくるという意味でメリットがあるのではないか、こういうふうに整理をさせていただきました。

このような整理をさせていただくことで、市町村の理解もさらに得ていきたいと、考えているものでございます。

それでは、今の資料の説明等につきまして、何か御質疑ございましたら。

なければ、声明を出させていただくということでまとめさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料3の広域計画の改定についてでございます。

広域計画については、既に広域連合議会の議決を受けて、定められているわけでありまして、平成25年までのおおむね3年間として、計画期間の満了年度に見直しを行い、改定することとされていますので、来年度、改定をする必要があります。また政令市が加入していただいたということもございますので、そういう観点を踏まえ、9月以降、改定作業に入らせていただくとして、この改定の進め方について御説明を申し上げようとするものでございます。

本部事務局から説明させていただきます。

○本部事務局長（中塚則男）　　まず、検討の進め方です。1、2、3、4、5と書

いておりますように、まず今年度は資料収集、それから広く学識者から意見を聴取して論点を整理していきたいと思います。来年度、策定委員会を正式に発足しまして、1年間かけ、特に管内の市町村長との意見交換なども重ねながら策定していきたいと思っています。策定スケジュールは、来年の8月を目途に中間報告を議会に報告をさせていただいて、再来年の3月、連合議会で議決をしていきたいということです。

次のページに現時点で想定される主な論点を記載しています。

特に2番目のところで、次の26年度以降の3年間に広域的に取り組むべき事務について幾つかの案を記載しています。現在進めています広域インフラ検討会、あるいはエネルギー検討会等を発展させていく、あるいはもう既に発足しましたけれども、1次産業あるいは特に教育の分野についても、議会その他協議会からの意見もごさいます。それと文化振興についての力点を置いている。あるいは行政委員会等の統合と言いますか、一体的な運営についてという設立案の中に記載しておりましたことについても検討していきたい。国出先機関の移管に伴う事務の取り扱いについては当然のこととして議論の対象とさせていただきますし、五つの分野の計画との整合性、あるいはその分野計画の次の展開等もにらみながら議論を進めていきたいと。あわせて連合のガバナンスのあり方等についても、あるいは関西の将来像について、広く民間の皆さんとも意見を交換しながら議論を深めていきたいというふうに考えています。

○広域連合長（井戸敏三）　　今、事務局から説明をいたしましたけれども、この広域計画の改定の進め方、あるいは改定の視点などにつきまして、御意見がございましたらよろしく願いいたします。

どうぞ。

○委員（矢田立郎）　　この関西イノベーション国際戦略総合特区に係る具体的事務とありますけれども、この具体的事務というよりは、何か連携や調整の事務という内容なんですか、これは。ちょっとそここのところがわかりにくいんですが。

○本部事務局長（中塚則男）　　すいません。当面は連携、調整の事務を想定してお

ります。その中で具体的な協働に取り組むべき事務のようなものが、アイデアが生まれてきたらそれも補足していきたいという、そういう思いも込めてこういう書き方をさせていただいています。

○広域連合長（井戸敏三） よろしゅうございますか。

大分、広域計画、急いでつくりましたから、そういう意味では、関西広域連合全体としての十分な議論ができていくかどうかという点もでございますので、分野別に専門家の御意見、あるいは協議会のメンバーの御意見なども伺いながら、分野別に詰めていき、最終的に総合部会などでお諮りをしてかためていこうというような手順で進めさせていただこうと考えておりますので、御理解をいただきましたら幸いです。

はい、どうぞ、嘉田委員。

○委員（嘉田由紀子） 嘉田でございます。

主な論点のところの2の②なんですけれども、今後3年間で広域的に取り組むべき事務についてというところで、戦略をどう考えるかですが、広域連合は府県あるいは政令市を超えたところで確実な成果を出し、社会的発信力を高める必要があると思います。そういう中で、少し②の新たな広域的行政課題というのをどう取り入れるのか、手を広げ過ぎじゃないかなと、今の時点で、そこを少し懸念をするわけです。教育、労働、地域振興、福祉となると、またこの分野をどこか担当して、そして専門家、専門委員もこの分野はまだ全く選んでないですし、どの辺まで論点として深めようとしているのか、そこが少し理解できかねるところがありますので、御議論いただけたらと思います。

○広域連合長（井戸敏三） おっしゃいますように、この分野というのは規約の具体的に書かれている事務、特に人材育成が行政にかかわる人の人材育成ならば規約で明確に書かれているんですが、いわゆる人づくりというような感じからすると、規約には明確に書かれていない分野、労働についても地域振興についても福祉についてもそうです。したがって、嘉田委員おっしゃっておられるように、おのずと取り組

みの差が出てくるのは当たり前ではないか、このように思います。ただ、関西全体としての広域計画として、総論的な議論を進めようとする、こういう分野も踏まえておこなきゃいけないということに落ちつくのではないかという意味で書かれていると理解していただいたらよろしいのではないのでしょうか。ただ、議会の質疑などでは、もっとこういうのに取り組むべきだという質疑もあるんですね。ところが一方では、いやいや、規約上に書いてあるように、きっちりと広域連合のできるということのは決まっているじゃないかという御意見もありますので、その辺はよく、最終版をどのような形で取りまとめるかという際に、またお諮りをさせていただきたい、このように思っております。

今から余りテリトリーを決め過ぎてしまうと、なかなか広域計画、充実していかないということもありますので、少し作業なり発想は大胆に、そして取りまとめは広域連合としての役割にふさわしいような取りまとめをさせていただければなど、このように思っております。

はい、どうぞ、竹山委員。

○委員（竹山修身）　　せっかく4政令市が加入できましたので、ぜひこの中に、基礎自治体との連携とか役割分担について、広域連合でもきちっと議論するといった項目を入れていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三）　　今の点は、広域計画の内容としてですか。竹山さん。それとも、広域連合の一つの。

○委員（竹山修身）　　主な論点の中で、6までありますけれども、この中に入れるのか、それとも外出ししていくのかわかりませんが、基礎自治体という、ここでも近畿の市長会とか町村長会といろいろな意見交換されますね。これからやはり、そのあたりが重要になってくると思いますので、そのあたりをきちっとやっていくという姿勢をこの中で示すべきではないかというふうに思うんですけどね。

○広域連合長（井戸敏三）　　なるほど。6のガバナンスのあり方だけに書いてます

けれども、これ、考えてみますと、構成県との役割分担をどうするんだとか、あるいは基礎的自治体である市町村とどういう役割分担で臨むんだということも関連してまいりますので、今の御提言の論点はここで処理をさせていただくようにいたします。題名も、ですからガバナンスのあり方などについてとか、少し広げさせていただきます。

どうぞ。

○委員（仁坂吉伸）　今の竹山委員のお話も要素が二つあって、初め聞こえたときは、役割分担、あり方、大阪都でやっているような、あんな話かなと一瞬思ったんですけど、何か次にもう1回クラリフィケーションされたときには、コミュニケーションをどうやってとっていくかというふうに聞こえたんですね。後者だったら僕は大きい議論してちゃんとやったらいいと思うけれども、前者の話はこの広域連合で議論するというのはちょっと違うんじゃないかと。橋下さんとか松井さんなんか、それを政治でやっておられるわけですからね。ちょっとそのレベルになっちゃうような気がしますけどね。

○広域連合長（井戸敏三）　私が整理をさせていただいた本意は、コミュニケーションを続けていくというのは、それはそれでいいんですが、広域連合をじかにやることと、企画調整みたいな形で調整することと、本来分かれてるんですね。それで、議会なんかから指摘を受けていますのは、企画調整分野が余りにもどんどん広がり過ぎてるんじゃないかという指摘を、今日も質問がございしますが、言われているところなんですけれども、それとの関連で考えてみますと、やはり構成県の役割、それからその構成県に所属しておられる市町村の役割、広域連合の役割というふうなことを少し明示して整理しておく必要がないわけではないのではないかなという気がしたものですから、それであるガバナンス等の中に整理していったらどうかなというふうに示させていただきました。ちょっと基礎的自治体と都道府県との関係などを含めた制度論としての検討をまずしようとか、そういうことではないかというふうに理解しています。

よろしいでしょうか。

○委員（橋下 徹） あれ今、前提として、都道府県の企画調整というのは、広域連合は企画調整機能というのは何で認められてることになってるんですかね。

○広域連合長（井戸敏三） 規約の中で。

○委員（橋下 徹） 規約に入ってるんですね。じゃあもう全員ですよ。7分野以外の分野についても、企画調整することは問題ないですよ。

○広域連合長（井戸敏三） 規約には書いてある。ただ、広域に及ぶもの、1都道府県を超えるものということになります。

○委員（橋下 徹） 議会で僕、ちょっとそこを聞き落としたところなんですけど、何でそれ議会で、大阪はもう全然問題になってないんですけれども、その真正面からそれを言ったとしても、何が問題になるんですかね。

○広域連合長（井戸敏三） いやいや、つまり個別事項できちっと掲げてから行うべきだという御意見があるんですよ。

○委員（橋下 徹） それは企画調整でも分野は限ってないんですよ。規約上は。

○広域連合長（井戸敏三） 限ってないんです。規約上は。ですけど。

○委員（橋下 徹） 答弁でもはっきり、だからそこが何かずっとこれまで聞いてても、何かよくわからない答弁になってるので、もうばしっと企画調整で規約に入ってる、それは分野限ってないからいいじゃないかとは言えないんですか。

○広域連合長（井戸敏三） だから広域的な企画調整事務は広域連合としてはやり得るんですが、広域的なのかと、こういう議論なんですよ。これ、なかなか線が引きにくいところなもんですから、今日も橋下さんのように明確に答えられるかどうか、ちょっと自信ありませんけど。ただ、規約に書かれてますよということと、それから広域計画自身にも、広域連合で調整していきますよと書いてあるんです。したがって、その両方の規定を申し述べて、必要な場合、やらせていただきますと言おうと思っています。

それでは、広域計画の改定につきまして、9月から準備をさせていただきますので、どうぞよろしく御理解をいただきたいと思います。

続きまして、関西広域連合の規約の改正についてであります。これも事務局から説明をさせていただきます。

○本部事務局長（中塚則男） 規約改正、2点ございます。どちらも規約の別表に定める経費の負担割合等に係る規定の改正です。

一つ目が、大阪、徳島県のドクターヘリの連合への移管に伴いまして、運行区域拡大に伴う経費負担団体を下に記載しておりますとおりに追加をさせていただきたいというのが1点です。

2点目、経費の負担割合について、基本的に別表の中で記載していますが、想定事例のところのア、イ、ウと三つほど書いています。一つ例を挙げますと、ウのところの文化振興事業についての経費負担をする場合、現行規定では人口割合2分の1、宿泊施設の分布状況2分の1ということで分担金を計算しています。これは実情に合わないということもありますので、それぞれについてきっちり記載する方法もありますが、けれども、この時点では広域連合長が別に負担割合を定めることができる旨を新たに追加したいということ。実際上は連合委員会に諮った中で決定していくという運用にしていきたいと思います。

それから※で真ん中、下ほどに書いていますけれども、農林水産振興、文化振興の事業については、今後の検討の中で具体的な事務事業が出てきましたら、そのことは規約の第4条の中に明確に書くと、その時点でまた検討していきたいということ。スケジュールとしては、本年12月に総務大臣に許可申請していくというスケジュールでいきたいと考えております。

○広域連合長（井戸敏三） これは事業所割と宿泊施設割というのは排除したらいいという話なんですか。それとも人口割以外の基準も考えられるからということなんですか。

○本部事務局長（中塚則男）　　そうです。文化振興事業に関して負担割合を定めるときには、宿泊施設2分の1の規定を除外して、別に定める方法で行っていきたいということです。

○広域連合長（井戸敏三）　　それでそのときに人口割によれば、明確にしてしまったほうがいいんですけどね。それから、農林水産事業も別の基準で負担割合を決めるつもりなら、それは明確に別の基準を設定したほうがいいですね。

○本部事務局長（中塚則男）　　わかりました。明確に区分できるものについては再度検討して、きっちりとした規定にさせていただきます。それともつくりがたいものだけを。

○広域連合長（井戸敏三）　　つまり、今、お諮りしとかなきゃいけないのは、経費の負担割合の基準を決めてしまっておりますが、この基準では徴収すると不合理になるケースがあるので、基準を明確にさせていただくのが原則ですが、どうしても、例えばアとかイとか、調整しなきゃいけないような場合が出てきてますので、そういう場合には連合長が別に負担割合を決められるというような、弾力的な条項を置かせていただいたらと思います。

　　ウのような事業については、きちっとメルクマールを定めたほうがいいんじゃないかと思しますので、事務当局で案を検討していただいて、またお諮りさせていただくようにします。

○委員（仁坂吉伸）　　実は初めからそういう意見を言ってたんですけども、わかるやつはもう規約を変えたほうがいいと。それで、規約に書いてあることに矛盾したことを連合長が決めて、そっちのほうが有効であるというふうにするのはあんまりよろしくないと思います。ですから、その白地のところがあつたらというような考え方にしたほうがいいと。それで、規約をしょっちゅう変えてたっていいじゃないですかと、僕は思いますけどね。

○広域連合長（井戸敏三）　　おっしゃるとおりだと思います。そもそも文化振興な

ども1分野として立てたほうがいいかもしれないぐらいの分野ですので、そのような意味で、そういう点も含めて検討させていただきたいと思います。

それから、一律にメルクマールを同じ、例えば人口も人口の案分だけでいくとすると不合理が出てくる。そういう場合に配分を若干人口のウェイトづけをすとか、そういうようなことができるようにしといてもらいたいなど、こういう趣旨でございます。

今のような御意見を踏まえて、規約改正につきまして検討した上で、さらにお諮りをさせていただき、12月を目途に規約改正手続をとらせていただくようにしたいと思います。そして来年度予算は、変更後の規約に基づいて編成をするということになりますので、よろしく願いいたします。

次は、平成25年度予算編成に向けて、準備をさせていただく必要がありますので、御説明を申し上げたいと思います。本部事務局のほうから御説明いたします。

○本部事務局長（中塚則男） 24年度予算編成の結果という欄がございます。いろいろ反省点はあるんですけども、例えば分担金ルールへのこだわりもあって、なかなか事業化できなかったケースであるとか、それから今、横断的なテーマへの取り組みというのが不十分であったという反省もございます。そういったことも踏まえまして、例えば協調事業という形で、連合予算ゼロでも広域的に再編すべき事業は取り込んでいくというやり方、あるいは分野横断的な、例えば医療、産業ツーリズムの誘致のような、複数分野が連携する取り組みのような事業も企画し、実施をしていくと、そういう方針で予算編成に臨んでいきたいと思います。スケジュールに記載しておりますけれども、予算要求作業については、9月30日に予定しています連合委員会で確認をしていただきまして、記載のスケジュールに臨んでいきたいと考えています。よろしく願いします。

○広域連合長（井戸敏三） 何か、各分野別の予算編成ベースにさせていただいているわけですが、広域連合で予算化すると、県の事業、事務も減るだろうと、したがっ

て、その分だけ減らすという圧力が、例えば兵庫県の財政課から広域連合の担当課のほうにかかるというようなことがしょっちゅう見受けられるようでして、それで今、その辺は違う事務だったら違うんだということを明確に言えるか、言えないかの話なんですけれども、そういう点は意識しながら、つまり減らせるものは減らしたらいいんだし、それからどうしても新たな事務として生じているならそれはそれで経費をみてもらおうという明確な態度をとっていき、そういう必要がある、それが24年度予算編成の反省点だったというふうに総括させていただきたいと思います。

25年度は、そういう意味では府県事業との関連をよくにらんで編成を諮っていく必要があるということになるかと思っています。広域連合はやはり広域連合として取り組まなきゃいけない事業が、ベースになるべき、中心になるべきでありまして、そういう意味での役割分担をきちっとした上で取り組まなきゃいけませんので、そのような意味で、9月から予算編成作業に入っていくわけではありますが、その点を留意しながら進めさせていただきたいと思います。この点は議会からの要請でもございます。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

○広域連合長（井戸敏三） それでは、次に進めさせていただきます。

今回の議会への提出議案でございます。資料6をごらんください。

決算認定とそれから補正予算と定数条例の一部改正と、非常勤職員の公務災害補償に関する条例の提案です。事務局から説明をさせます。

○本部事務局長（中塚則男） 一つ目、第8号議案、決算認定の件です。これも記載のとおりでございます。

2点目、第9号議案で、本年度の補正予算案を提案したいと考えています。補正額につきましては3,900万円余でございます。

第10号議案、職員定数条例の一部改正では、本部事務局の定数15名を20名に、議会事務局定数2人を5名に改めて、今後の広域連合の成長に備えていきたいと考えてい

ます。

○広域連合長（井戸敏三） これは、4政令市、入っていただいたからですか。

○本部事務局長（中塚則男） そのこともございますし、議会でも今後、定数の拡大等の検討が進められますし、常任委員会が三つになったというようなこと、そういうことも踏まえ、そして本部事務局のほうでは、政令市も入っていただいて計画を本格的に議論を始めるということにも備えていきたいという趣旨であります。

それから最後の11号議案では、3件の条例を改正ですけれども、これは基本的に文言修正、あるいはミスをこの際整理していきたいというようなものでございます。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） もう午後の議会に提出させていただきますので、御了承いただきましたらと思います。

7番目、関西における中長期的なエネルギー政策についてであります。

今後の進め方につきまして、担当の松井委員のほうからお願いいたします。

○委員（松井一郎） 関西における中長期的なエネルギー政策の考え方ということで、昨年の12月に今年末をめどに取りまとめを行うということでやってまいりましたが、御承知のように国においても、電力システム改革、電源構成を含むエネルギー基本計画というものがまだ議論がなされている途中でありまして、その中身が見えてこないということもあります。したがって、今年度はこの夏の節電の成果の検証や新エネルギー技術のポテンシャルの洗い出し等々を委託調査をさせていただいて、必要とあらば専門家の皆さん方の意見を聞く場を設けるようなことを考えたいと、その上で需要サイドの対策、再生可能エネルギー、新エネルギーの普及促進など、関西広域連合として全自治体が一丸となって参加し、全国をリードできる、そういう具体的な施策を実施できるように、来年度にかけまして本格的な検討をしていきたいと、思っております。

○広域連合長（井戸敏三） 松井委員のほうから御説明がありました。

もともと国のエネルギー基本計画は4月ぐらいにまとめるという話が6月になって、6月が8月になって、そしてこの8月がまた先送りになっているという状況ですので、国の基本計画自身も踏まえなきゃいけませんし、一方でやはりエネルギー問題はかなり重要な課題です。地域振興という立場から見ても、どういう地域をつくっていくのかという、ベースになる計画でもありますので、少し慎重に議論を重ねていったほうがいいのではないかと、検討を進めたほうがいいのではないかとというのが松井委員の御提案でございますので、了とさせていただきますとよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○広域連合長(井戸敏三) ここに、主なポイントとして書かれているような点も含めて、前広に議論を進めたいと思います。

特に本県なども、エネルギー基本計画などもつくりたいと考えているんですが、県域を超える課題があります。エネルギーの問題は。そのような意味では、関西広域連合ぐらいの規模できちっと議論を進めておくことが非常に重要ではないか、そのように思われますので、そのような意味でも御理解いただきたいと存じます。

続きまして、資料の7の2、今後のエネルギー政策の確立に向けた声明をこの際出そうということで、嘉田委員のほうから提案がございますので、よろしく願いいたします。

○委員(嘉田由紀子) この声明の意図でございますけれども、そもそも5月30日に大飯の原発の再稼働については、安全判断は暫定的であるので限定的なものという合意をしたわけでございます。その後、この夏、計画停電など随分危機があったんですけども、今のところ、9割を超える日は数日でありました。皆さんの節電の努力などもあり、今に至っておりますが、この段階でやはり3点の意見を出していく必要があると思っております。

一つは今夏の電力需給の検証あるいは今後の電力需給見通しの予測、安定供給体制の構築です。足りない、足りないと言っていたところ、どうにか通り抜けた、それは

どういう要因によるものだったのかということをはっきりと、特に関西電力さんと国とで出していただきたいと思っております。

それから二つ目は、国の新たなエネルギー政策への国民意見の反映です。今、まさに、今日でも討論型世論調査の結果なども出てきております。さまざまな目の前の問題だけではなくて、中長期的なエネルギー供給体制、発送電分離、家庭用電力の自由化など、そこに書いておりますこともぜひ広域連合として申し上げたい。

それから3点目が、新たな原子力安全体制の早期確立と大飯原発3、4号機の再審査ということです。ここはもう少しはっきり言ったほうがいいかもしれませんが、9月8日の会期末までに、本当に原子力規制委員会ができるのかという、そこが一つ目の条件です。

それから二つ目は、その規制委員会によって安全基準が策定されるのかという問題。

それから3つ目は、特に大飯原発の場合には活断層の問題なども含めて、再審査がぜひとも必要だということで、ここは、はっきりと申し上げたいと思います。

ただ、需給逼迫に限って限定的稼働と言っていたことからすると、まだこのところ少し弱いという意見もあるかと思っておりますので、御協議をいただけたらと思います。

それから安全規制、あるいは災害対策における地方公共団体の役割の重要性は、命と環境をお守りするべき自治体としては、この1行、2行、しっかり入れさせていただきたいと思います。幾つか、後から琵琶湖の水質汚染の懸念の問題、あるいは原子力発電所の安全性の問題、それから実は私、この夏にフランスで原子力の地域情報委員会というのを調べてまいりましたので、もし時間があつたらそのことも後から申し上げたいと思います。とりあえずはこの声明文について御議論いただけたらと思います。

○広域連合長（井戸敏三） はい、どうぞ。

○委員（平井伸治） 嘉田委員のほうから、時期を得た声明を用意していただきました。感謝申し上げます。

ただ、私たちは関西広域連合として、この大飯3・4号機の問題に絡んで、冒頭に書いてありますけれども、政府の暫定的な安全判断であることを前提に、限定的なものとして適切な判断を求めると、こういうことを言ったわけです。これはちょっとした騒動と言いますか、世の中に波紋を投げかけたことを我々は心に銘記をさせていただいたところでもあります。

しかるに、今、まだ政府のほうで、原子力規制委員会を発足していないと。それはもう国会での議論が進まないということが理由になっています。国会もそうなんです。国会も政府も共同責任なんです。これは一刻も早く原子力規制委員会を設置をさせて、これから我が国の原子力安全体制の確立を急がなければならないんです。戦争をやっている場合ではないと思います。そして、この原子力規制委員会ができて、その後、基準をつくると、細野大臣がいみじくもこの関西広域連合の場で繰り返し強調されました。だから、何の対策もできていないんですね。基準ができていない。

実は、ここ鳥取県でもUPZの範囲内のところもあります。しかし、原子力規制委員会ができていないという理由だけで、そのための国費の支出すらストップされているというふうなことすらあるんです。全く進まないという状況に対して、我々としてきちんと物をもっと明確に言ったほうがいいんじゃないかなと思います。

具体的にはこの3番のところなんです、その大飯3・4号機の再審査の話の前提に、もう一つ切り離して、まずは原子力規制委員会を国において責任を持って設置をすること。政府と国会との間でその努力を求めることがまず一つあると思います。

そしてその原子力規制委員会、原子力規制庁のもとに安全の対策の基準となる安全基準、これを早急に制定すべきであると。これがないと、羅針盤のない航海を続けろと言うに等しいわけでありまして、そのことをまず言うべきではないかと思います。

そして具体の議論として、活断層の点検など、関西電力大飯原発3・4号機の再審査というような課題についても、議論を提起していくべきではないかと思います。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、松井委員、どうぞ。

○委員（松井一郎） 平井委員とほぼ同じなんですけれども、今回この節電期間で、今まだ期間中なんですけれども、日々の電力需給量を毎日チェックをさせていただいておりますが、そのピーク時の電力使用量というのは、これ結果論なんです。結果としてなんですけれども、大飯3・4号機を稼働させなかったとしても、何とか乗り切れた数字が今のところ出ているということです。そうなるならば、我々が政府に申し上げた暫定的な安全判断で限定的なものとして再稼働を判断されたということですので、この節電期限がもう来月には来るわけで、その期限が来たときにしっかりとその新たな基準による安全判断ができなかった場合、これは細野大臣もバックフィットをして、しっかりとその新たな基準による安全判断をするというお約束のもと、再稼働に踏み切られたわけですから、それが今、ちょっと先行き不透明、先ほど平井委員のお話でいきますと、羅針盤のない中での運転をされていると、羅針盤がないということになれば、それがわかった時点で関西広域連合としては、やはり期間限定というお話ですので、もうそれ以上の電力を必要としない季節になれば、これは大飯3・4号機については一たん停止を求めていくということも考えていかなければならないと思います。

○広域連合長（井戸敏三） どうぞ、飯泉委員。

○委員（飯泉嘉門） 私も今のお話に賛成でして、先般、大山で、鳥取の地で関西広域連合を開いて、そのときには細野大臣、さらには齋藤官房副長官も来られた。その中で今のバックフィットの問題のときに、細野大臣がいみじくも言われたのが、世界最高の水準の基準をつくるんだと、そのために今回の法律、そして規制庁、さらには規制委員会、これらを立ち上げていくんだと、そうしたお話もされて、しかもそれを逆にバックフィットをして、国民の皆さんの安全・安心を図っていくんだと、我々の前で言われた。我々としてはそうした発言を引き出したという点があるわけですから、今回やはり間髪入れず、国政の状況は確かにあるわけですが、今、平井委員が言われたように、そういう段階じゃないだろうと。まず国民の安全・安心といったもの、また毎日の生活にかかわる点でもあるわけでありますので、まずしっかりと今回のこ

の規制庁を立ち上げて、そして世界最高水準の安全基準を早急につくるんだと、こうした点を我々としては強く求めていくべきではないか。そうした中で今回の暫定的な基準といったもの、これを国としてはこういうふうな基準にすると思うんですがね。しかしそれに対してのこの限定的な部分についても、しっかりと今後正していくべきではないか。まずは国の努力として、しっかりと世界最高の基準、これをつくり上げた、こうした点を強く今、求めるべきだと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　ほかにございますか。

それでは、こういうふうにさせていただきたいと思います。

今の声明の3の部分は、一つの文章でずっとつながってますので、今、強調しようと言われたことが見えにくいということがありますので、まず原子力規制委員会を発足させると、政府と国、国会の責任において、それをまず述べる。そして新しい、それこそ最新の安全基準をつくれということを言う。3番目に、大飯原発に絡むバックフィットに触れる。こんな形で再整理をさせていただくということで、いかがでしょうか。

それから、松井委員のおっしゃっておられた節電期間後の、我々が意図した限定的なものとの関連で、どのように政府に対して判断を迫るのか、これはきっとバックフィットをいつまでにやるのかという話とも絡んでくるんじゃないかと思います。

それで、その点については総括させていただくようで恐縮ですが、9月7日以降、持ち回り声明をまとめさせていただいて、臨んだほうが、まずは早く原子力委員会をつくれということを強調させていただくのが今の時点で、そして9月7日以降にいつまでぐずぐずしてるんだと、早く基準もつくれ、それからバックフィットもしろと言ったほうが効果的なんではないかと思いますので、そのような取りまとめをさせていただきたいと思います。

どうぞ、嘉田委員。

○委員（嘉田由紀子）　そのまとめでよろしくお願ひしたいと思います。提出側と

しては、まさに需給逼迫の限定稼働というカードはまだこちらにあるわけですから、そのところは9月7日終わってから、電力の需給状況ですね。夏の状況をしっかり見ながら、言うべきことは言わせていただくということで、7日以降、出すべき案の中には今の松井委員の発言、しっかり反映できるようにさせていただきたいと思えます。

○広域連合長（井戸敏三）　ただ、一言お断りしとかなきゃいけないのは、需給逼迫期だけを前提に限定的という表現を使ったわけではありませんので、かなり幅があったはずでありますから、その幅をどのくらいとして理解しながら、その時点で声明を出すか、そのような点については嘉田委員とまたよく御相談をさせていただいて、皆様方にお諮りをしたいと、このように思います。

それでは、あと、時間もありますので、嘉田委員、環境リスクを考える以下の点は、ちょっと後日にさせていただきませんか。あるいは、議会が終わった後、懇親の場も設けられているようですから。

○委員（嘉田由紀子）　公のデータとして出させていただきたいんですけど、じゃあ2分ほどお願いできますか。

「環境リスクを考える」というのは、これは昨年、滋賀県のほうでは放射性物質の拡散シミュレーションを行いました。今年はそれをもとにしながら、琵琶湖への水質、生態系の影響を進めております。今回、4政令市が入っていただき、滋賀県としては1,450万人の皆さんの命の水源をお預かりするという責任から、この研究を独自に進めているわけです。特に私ども心配しておりますのは、10ページを開いていただきましたら、福島における水道水への影響、特に放射性物質はヨウ素の場合とセシウムの場合があるんですけども、放射性ヨウ素は水溶性なので、なかなか今の処理技術では吸着したものを、取り除くことができない、半分くらい残ってしまいます。そういうことで、万一のときには水道水への危機が高まると、1、2週間は飲み水として供給できなくなるようなおそれがあるということをここで出させていただいております。

それから次のページですが、セシウムは吸着しやすいので、水の中の影響は少ないんですけども、土壌であるとか、あるいは食物連鎖を経て魚の生態系への影響、それが2年、3年と、半減期が30数年ですから、大変長く続くということで、そちらの危機感を持っております。これを今日は中間報告をさせていただきまして、この後、後ろのほう、18、19ページを見ていただきますと、滋賀県では水質予測の物質循環モデルをつくっておりますので、500メートルメッシュ、湖内は1キロメッシュで10層で構築しているシミュレーションデータも半年、1年後には示させていただきたいと思えます。

それから、原発危険度ランキング、これは民間の方がやられたものですが、資料を出させていただいておりますが、この危険度ランキング、それぞれもちろんパラメータによって違うんですけども、原子炉の安全性、地盤の安全性、また社会環境面、三つの項目から評価いただいておりますけれども、大変ショックなのは、関西のそれぞれが大変危険度が、上にきているということです。下からいくと安全だということになるんでしょうが、こういうこともあわせて、ぜひ皆で共有をしながら、先ほどの危機にどう対応するかということの提案をさせていただきたいと思えます。

○広域連合長（井戸敏三）　　じゃあ、今の点はお聞きをさせていただいたということで、さらに原子力災害対策編を今年度、取りまとめてまいる必要がありますので、その作業の中にでも参考にさせていただきたいと思えます。また、滋賀県モデルは影響度等を踏まえる必要がありますので、今後も活用させていただければと思えます。

私どもも同じようなモデルをつくらせていただきました。これらも踏まえて対応したいと思えます。

それでは続きまして、資料8の災害がれきなんでありましたが、もう現在、協議中のところを除いて、結構ですと、こう言われてしまいましたので、それでは私は実を言いますと、フェニックスについて個別評価だけはしていただいたらどうでしょうかと。いざというときにまた対応し得る余地があるようにしておいたほうがいいのではない

かと再度申し出ようとしたんですが、それも要らないということなので、それではそこまで言われているのに、我々のほう、検討を継続するわけにいかないなということで、現時点では災害がれきについての受け入れの検討はもう中断させていただくということにさせていただきたいと思います。

それからもう一つ、不燃物については、特に宮城県の不燃物について、40万トンぐらいなんですけど、もともとこれの取り扱いの基本的な考え方が定まっていませんし、それからどんな内容なのかという状況のデータも示されておられませんので、情報が入りました上で対応できる余地があるのかどうか。ただ42万トンぐらいですと、遠いところまで持っていくだけでも意味があるのかどうかということにもなりますので、その辺も踏まえた上で検討が必要ならば検討していくということにさせていただきたいと思います。

以上、御報告です。

それから、資料9でありますけど、以下、報告事項でありますけれども、韓国トッププロモーションを行っていただきました。また9月11日からは中国のトッププロモーションを実施することにいたしております。あわせまして、KANSAI国際観光YEAR2013実行委員会を設立することになりました。山内副委員からできるだけ簡単をお願いします。

○副委員（山内修一） ありがとうございます。それでは簡単に御報告申し上げます。

韓国のトッププロモーション、先日8月1日に、山田委員ほか秋山連合協議会会長様を含めてやらせていただきました。韓国は中国と比べまして、まだ完全に復活をしておりません。一昨年の比較でいきましたが、まだ、いわゆる誘客が8割程度にとどまっているという状況を踏まえまして、関西の自然や文化、あるいは食文化というものを積極的にPRしてきたところであります。

それから、ここではいわゆるパワーブロガーと言われてまして、ブログを見てよく

旅行をやられてますので、そういった方々を関西の観光大使として初めて任命もさせていただいて、3名の方をお願いをしまいったところでもあります。

それから中国のトッププロモーションですが、先ほど御案内がありましたように、9月11日から14日にかけて実施させていただきたいと思っております。50名を超える方々に御参加いただく予定になっております。今年は北京のほか、上海、杭州にも行ってこようということになっておりまして、杭州市の中国企業をターゲットにしたインセンティブツアー等も展開してまいりたいと思っております。KANSAI国際観光YEARを前提にしながら、食文化についても大いにアピールをしていきたいと思っております。

次のページのKANSAI国際観光YEAR2013でございますけれども、昨日、実行委員会を設立させていただきましたので、御報告を申し上げます。そこにありますように、2013年に関西の食文化に関するキャンペーンを重点的に実施しまして、関西への外国人客の訪問を増やそうということが目的でございます。それぞれ連合の加入の各府県、市、それから関西経済連合会はじめ同友会、それぞれの商工会議所、関西地域振興財団ほか奈良、三重、福井も協賛団体として参画をお願いすることになっておりまして、プロモーションやキャンペーンとか、あるいは食文化のイベントを展開してまいりたいということでございます。

午後からの補正予算でも御提案をさせていただきますけれども、連合としましては、いわゆるPRツール作成の予算をお願いしております。それを活用しながら、各構成府県、団体での展開についてもそれを活用させていただきたいと思っております。とりわけ2013年、食博・大阪が4月から5月にかけてインテックス大阪で実施されるということも聞いておりますので、よく連携しながら、関西の食文化を大いにアピールしていきたいと思っております。関係団体の皆様方の御支援を得ながら展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○広域連合長（井戸敏三） これも議論していると大変話題の多いテーマですが、

1時から議会ですので、紹介をしていただいたということで、次に進めさせていただきます。

資料10は、この夏の節電対策の進捗状況であります。嘉田委員のほうからポイントだけよろしく願いいたします。

○委員（嘉田由紀子）　　まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページはいわゆるピークカットがどれだけできたかという数字でございます。本当に計画停電になったらどうしようということで、皆さん大変危機感を持って臨んでいただいたわけですが、最大電力と最高気温のカット率が全体で310万キロワット、11%となりました。この結果に対しては、それぞれ企業、事業者、また家庭、御協力をいただき大変ありがたく思っております。まとめますと家庭用で11%、業務用で11%、産業用で12%です。去年、家庭用は3%、業務用5%、産業用7%だったのが、家庭用の場合が特に4倍近く努力をいただいたということでございます。これはライフスタイルとして定着をしてもらえると、今後のまさにエネルギー政策の中でも活用できるデータになると思います。

2ページ目は今夏の需給状況、果たして大飯の3・4号機、両方で236万キロワット、揚水発電を入れると400万キロワットプラスになるわけですが、ここの需給状況はどうだったのかということもあわせて、議論できるデータとなっております。幸いなことに大きなトラブルもなく、安定した需給を確保できたということです。

それから3ページ目ですが、8月17日までの最大電力、これ今年の最大電力は8月3日の2,680万キロワットです。一昨年が3,095万キロワット、今年その3,095万キロワットを基準に考えてまいりましたので、それと比べると13%の減少となっております。

それから4ページに分野ごとの14時台の需要と気温とを比較しておりますが、家庭では気温が高くなるとやはり需要が高くなると、相関関係がはっきり見えるんですが、産業用では気温にかかわらず一定だというような傾向も見ていただけるとと思います。

これも一昨年と比べて全体として大きく低下をしていただいております。

それから5ページは、これはピーク電力ではなく、電力総使用量でございます。ここで見ますと家庭用で15%、削減されていることなどがわかります。地域別の傾向もございますので、ぜひまたしっかりごらんをいただけたらと思います。

それ以下のところはさまざまな節電キャンペーンの取り組みのまとめでございます。ともかくここまで関西電力の範囲で、広域連合があったので、府県、政令市、また基礎自治体一緒に動けた結果ではないかと、改めて広域連合の役割の大きさというのを感じております。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。

それでは、まだ節電期間続いておりますので、節電努力は継続するということを前提にしながら、随分成果を上げてきたということについての御報告をいただきました。御協力ありがとうございました。

資料11、議会の指摘に対する対応状況につきましては、取りまとめておりますので、御参照いただけましたら幸いです。

また、次の連合委員会でございますが、大阪市内で9月30日、日曜日に開催させていただくこととなりますので、よろしく御予定をお願い申し上げます。

以上で、広域連合、24回目の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後0時25分

平成24年8月連合委員会及び連合議会定例会 記者会見

日時：平成24年8月23日（木）

○本部事務局長（中塚則男） お待たせしました。それではただいまから連合委員会、及び連合議会定例会終了後の記者会見を始めさせていただきます。みなさま挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

○関西テレビ（鈴木記者） 大阪の関西テレビの鈴木と申します。よろしく申し上げます。きょうですね、関西テレビでも発表があったんですが、節電が8月が11%となっております。まず改めてですね、その受け止めにですね、できれば嘉田知事と橋下市長から、あとそれを受けてその行為を、やっぱり訂正すべきなのかどうかという面も含めてお願いいたします。

○委員（嘉田由紀子） では、まず私のほうから。先ほどの連合委員会でも申し上げました、今回5月、6月計画停電を大変恐れ、とくに産業界、あるいは医療関係など、産業と暮らし、命に関わるということで、私どもも大変心配したわけです。それで、昨年を引き続き、とくに、家庭、あるいは業務関係のところで、節電できるようにずいぶんと努力もして参りました。その結果、ありがたいことに、ピークカットでは、家庭用で11%、事業用で11%、産業用で12%、それから総電力ですと、家庭用が15%、それから事業用が13%、それと産業用が11%、全体、確実に節電をしていただきました。これは、本当に皆さんの努力の結果でございます。これからできるならば、ライフスタイルとして省エネ、節エネが定着できるように、今後広域連合としても、発信をし、また力を入れていきたいと思っております。大変評価のできる成果だと思います。これからですけれども、安全基準が暫定的であると、5月30日の鳥取の会議でした。それならば、再稼動は限定的という表現をさせてもらったわけですが、その限定の意味についても、必ずしも、まだ全員が合意しているわけではありませんが、9月の節電期間が終わってから、この需給関係、きっちりと精査をしてですね、広域連合として、意見をまとめさせていただきたいと思っております。

○委員（橋下徹）　　今の大飯の3号、4号は暫定的な安全基準で動いているような状態ですから、これは、電力が足りないというところで、こういう状態でも動かさざるを得ないという案なんで、今動いているとは思いますが、暫定的な安全基準で動いている原発なんていうのは、世界でも日本だけです。恥ずべき、今、国の状態だと思っています。きちっとした安全基準、確定した安全基準ができて、その適合性の判断をするというのが、当然の原則ですから、今、電力が足りないからやむを得ず、緊急状態で、大飯3号、4号動いているという状況なので、電力需給のその逼迫期間を通り過ぎたということになればですね、それは止めるのが当たり前だと思っています。それは、規制庁のできることで、きちっとした安全基準を作って、安全の適合性の判断をするというそのプロセスを経るまでは、いったん止めるべきだというふうに思っています。

○本部事務局長（中塚則男）　　よろしいですか？他にご質問はないでしょうか。

○読売新聞（山村記者）　　すいません、読売新聞ですが、先ほどの橋下さんのいったん止めるべきという発言に、他の知事さんとか市長さんで、反対、そこまで踏み込むべきではないという方がいらっしゃれば、発言を伺いたいんですけども、いらっしゃいますか。

○連合長（井戸敏三）　　今、橋下市長の御意見として言われた意見であって、これは関西広域連合としての、結論を述べられたとは、私どもは承知しておりません。ただ9月7日以降ですね、実績をきちっと踏まえたいうえで、細野大臣も、早く新基準を作って、その基準に基づいて、再チェックをするんだということを何度も確約をされておられたわけでありますので、その実行を迫っていくというのは、基本姿勢だということ間違いありません。しかし、すぐ止めなさいということが、共通理解になっているということではない。このように、関西広域連合としての共通理解ではないということはいくらも言わせていただきたいと思います。

○読売新聞（山村記者）　　きょうの話では、持ち回りで決めるということだったん

ですけれども、もう一度会合が必要な状況ではないかと、意見が結構慎重な井戸知事と、さっきの慎重な知事さんと市長さんいらっしやって、濃淡があるかと思うんですけども、持ち回りできるものなんでしょうか。

○連合長（井戸敏三） それはその時点で決めます。必要ならば、関西広域連合は委員会を開くことにいといません。

○読売新聞（山村記者） わかりました。

○本部事務局長（中塚則男） よろしいですか。他にございませんか。よろしいですか。では、最後の質問でよろしくお願いします。

○朝日新聞（染田屋記者） 朝日新聞の染田屋というものです。連合長と松井知事に伺いたいんですが、きょうも道州制の話が何個か質問に出ていたんですが、たぶん議員さんのなかでも、この首長さんのなかでも、もういろんな考えがあって、いろんな方向を向いていると思うんですが、この広域連合のなかで、道州制の議論というのはどういうふうに今後、位置づけていくのか、話し合うべきなのか、それとも、広域連合とはある程度切り離していくべきなのか、お考えを伺いたいんですけども。

○連合長（井戸敏三） あの、この広域連合発足する際にも、みんなで確認をしているんですが、この広域連合が道州制に変化していくという位置づけをしておられません。広域連合は府県を越える事務を、処理する機関として作ったということでありますので、その限りにおいて、広域連合として機能を発揮していくということであります。道州制はまったく地方分権や地方自治だけの観点ではなくて、国全体の統治機構のあり方をどうするかという意味での課題ではないか、とこのように考えております。

○委員（松井一郎） 広域連合の委員としては、これは大阪府の知事として、大阪府という行政をあずかる者として参加してますんで、今このなかで、道州制を決めるという、方向性を決めるということについては、発足当時のお約束があるんで、そうはならないと思いますが、やはり、そこは政治で、しっかりと、まあ僕は道州制を推進するという自分自身のスタンスで政治活動してますんで、そこはやっぱり政治闘争

のなかで、道州制を求めていきたいと、だから広域連合の会議のなかで、決めてくれていっても、最後は有権者の判断がいる話ですから、会議で決める、この現状の広域連合の会議で決定できるものではないと思っています。

○本部事務局長（中塚則男） よろしいですか。

では以上をもちまして、記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。